

## 鳥取県告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 伸 治

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 契 約 の 相 手 方   | 住所 鳥取市東町三丁目267<br>氏名 山崎 安造  |
| 2 契 約 期 間 の 始 期 | 平成24年4月9日   |
| 3 費用の額の算定方法     | 890万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。  |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があつたときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。 |